

平成26年10月

事業主様

大阪府建築厚生年金基金  
理事長 沼田 亘  
代議員 会

### 資料送付について

拝啓、秋冷の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当基金の事業運営に特段のご尽力賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

また、本年8月に開催しました「厚生年金基金の現状と今後についての事業主説明会」へのご出席、アンケートのご協力に改めて御礼申し上げます。

去る9月24日に代議員会を開催し、事業主説明会で出された質問及びアンケートに記載の質問に関し、制度検討会で整理を行ったうえで見解と回答を作成されたものを確認・決定し、事業所あてご送付させていただくこととしました。

また、説明会でも多くのご指摘をいただいた説明会資料の8ページにつきましても再作成いたしましたので差し替えていただくようお願いいたします。

なお、アンケートで出された意見につきましては、極力早期に整理のうえ、見解をお示ししていきたいと考えています。

併せて、今後の当基金の方向性として、「厚生年金基金として存続しないこと」を議決し、厚生労働省に対しその旨の報告書を提出し、国の記録と厚生年金基金の持つ記録を一致させる記録整備に入ることとなりました。

今後の基金のあり方について、皆様のご意見を踏まえつつ、制度検討会で精力的に討議を行い、一日も早く新たな制度をお示しさせていただく所存です。

事業主の皆様におかれましても引き続き、当基金に対しご協力を賜りますようお願い申し上げます、末筆ながら、貴社のますますのご発展を祈念いたします。

敬具

## 説明会、アンケートで出された質問に対する回答

### 【説明会関係】

Q 1 今回の説明会の位置づけは何でしょうか？

A 現在、私ども厚生年金基金を取り巻く情勢は極めて厳しいものがあり、事業主の皆様にご基金の現状をお知らせし、今後の方向性について制度検討会で検討しております内容につきまして途中経過をご報告させていただくためのものです。

Q 2 次回の説明会の予定はいつ頃でしょうか？

A 9月24日開催の代議員会で基金の方向性を決定した後、制度検討会で数次の検討の後に方向性をお示ししたいと考えます。検討に半年程度を要するかと思われませんが、できるだけ早い日程で次回事業主説明会を開催したいと考えております。

Q 3 9月24日の代議員会で「何の方向性」を決定するのでしょうか？

A 「厚生年金基金として存続しない」ということを決定することです。このことにより、代行部分を国に返還することになります。  
代行部分を国に返還することを決定すれば、その後、手続きを経たうえで全ての加入員・受給権者について、国の記録と厚生年金基金の持つ記録を一致させる記録整備を行うこととなります。（この作業には、1年半～2年の時間が必要です）  
そのためにも早期に代行部分を国に返還する方向性を示すことが大切になります。

### 【代行返上・解散関係】

Q 4 8ページの表についての内容が分かりにくいです。また、代行部分を国に返還するにあたって、「代行返上」と「解散」はどう違うのでしょうか？

A 8ページの図につきましては作成し直したものを同封いたしておりますので差し替えて戴くようお願いいたします。  
厚生年金基金として存続させない場合、代行部分を国に返還した後の選択肢として「代行返上」と「解散」がありますが、この違いについてご説明します。

「代行返上」と「解散」ではいずれの場合も「代行部分を国に返還」することになります。

「代行返上」とは、「代行部分を国に返還すること」と「現在の基金の事業所・加入員・受給権者を全て引き継いで、基金独自の上乗せ給付を後継制度に移行すること」の二つのことを実施することです。（単に「代行部分を国へ返還すること」とは異なります。）

従いまして、後継制度に移行を希望する、希望しないの選択肢はありません。移行を希望しない（基金から抜きたい）事業所はこれまでと同様、任意脱退の扱いとなり、任意脱退に係る特別掛金を支払って脱退することになります。（平成 26 年 3 月 末財政決算をもとに推計した概算額の試算では一人当たりの単純平均で 137 万円程度になると予想されます。）

一方、「解散」とは、代行部分を国に返還し、返還後の残余財産を加入員・受給権者等に分配して清算することです。

なお、今回の法改正により「解散」を選択後、分配金持ち込み方式での複数事業所で設立した後継制度に引き継ぐことや事業所の個別制度へ分配金を持ち込むことが可能になりました。

「解散」によって基金そのものがなくなるため、後継制度に移行を希望しない事業所にあっても任意脱退とはならず、任意脱退に係る特別掛金を支払う必要はありません。

Q 5 「代行返上」を行う場合は、すべての事業所が任意脱退に係る特別掛金の一人当たり 137 万円（概算）の補てんが必要なのでしょうか？

A 「代行返上」の手続は、所定の同意が得られれば、すべての事業所・加入員・受給権者が移行しなければならない仕組みであり、任意脱退に係る特別掛金の支払いは必要ありません。しかしながら、ほとんどの事業主、加入員、受給権者のご理解と賛同のもと、極力 100% に近い同意が得られることが必要となり、現実には難しいのではないかと考えています。

仮に「代行返上」を行う場合、それに賛同いただけない事業所様には、任意脱退に係る特別掛金を一括でご負担をお願いすることになります。

Q 6 積立水準を満たして、厚生年金基金を存続させることは考えないのですか？、また、掛金の引き上げではなく、運用で積立水準を満たすことはできないのでしょうか？

A 今回の法改正で示された積立水準は基金の存続について、高いハードルが設けられたことにより基金を存続させることは困難になったと考えます。

積立水準を満たすには、多額の追加掛金をお願いすることと受給権者の給付減額をお願いしなければなりません。また、運用で積立水準を満たすためには、長期的に高い運用益を確保することが必要となりますが、高い運用益はなんら保証されるものではなく、不安定要素が多いため、毎年度の積立水準を運用により満たすことは困難であり、基金存続は断念せざるをえないと考えています。

Q 7 基金の解散の同意が取れず、基金の方向性が決められない場合はどうなるのか？

A 基金の解散の同意が得られない場合は、当局の認可が得られないため、基金として存続させていくこととなります。その場合は、毎年の財政検証に基づいて、存続基準を満たすために掛金の引き上げ等の措置を講じる必要に迫られます。

#### 【受給権者の取り扱い関係】

Q 8 受給権者の扱いはどうなるのでしょうか？

A 後継制度を設けた場合、後継制度に加入を希望される受給権者の方々にも分配金を持ち込み、後継制度から給付を受けていただけないか、今後検討する予定です。後継制度を希望されない受給権者の方々には分配金を交付し、基金部分の上乗せ給付もその時点で終了します。

Q 9 基金の解散の際に必要な同意について、受給権者も 3 分の 2 の同意が必要でしょうか？

A 受給権者の同意は不要とされています。ただし、口頭又は文書による十分な説明が必要とされています。

Q 10 後継制度に移行する場合、受給権者に対する給付減額は行わないのですか、また受給権者に対する説明、後継制度の移行の手続きは会社がするのでしょうか、基金がするのでしょうか？

A 基金を「解散」して後継制度に移行する場合は、持続可能な安定的な制度とする観点から、加入員の給付水準と同程度の給付とする（給付減額）ことを今後検討する予定です。また、受給権者の方々には基金事務局より、説明会の開催も含めて改めてご案内させていただく予定です。

Q11 後継制度を設けた場合に、後継制度を希望しない事業所に係る受給権者は後継制度には加入できないのでしょうか？

A 事業所が後継制度への移行を希望する、希望しないにかかわらず、受給権者それぞれのご判断で加入いただける後継制度とできないか、今後検討する予定です。

#### 【分配金関係】

Q12 基金を解散した場合の分配金の個人ごとの計算方法について教えてください。

A 各人の基金の加入期間・報酬額等で計算した基金独自の上乗せ部分の年金の持ち分を計算し、その割合で残余財産を按分した金額になります。なお、金額は解散事務終了時に確定するので、金額をお示しする際は、一定の前提条件をもとに算出した概算額であることはお含みおき願います。

Q13 分配金は一人当たりいくらになるか？

A 各人の基金の加入期間・報酬額等により大きく差があること、また今後の運用環境など不確定な要素もあるため、平成26年3月末現在という前提で、現在、計算を行っているところです。一定の条件付きでの概算ではありますが、モデルケース等のお示しを含め、制度検討会で数次の検討を行い、次回の事業主説明会でご説明させていただきます。

Q14 分配金は加入員・受給権者あてではなく、事業所あてに分配できないのでしょうか？

A 個人あてに分配することが法律上定められており、事業所に一括して分配することはできません。なお、個社で企業年金をお持ちの場合は、その制度へ移行させることも可能となりますが、各々制度が異なりますので別途ご相談ください。

Q15 後継制度を望む場合と望まない場合に分配金に違いはあるのでしょうか？

A 分配金の計算方法に違いはありません。

Q16 現在は加入員であるが、後継制度移行の段階では「受給者」になっている。その場合、分配額は変動するのでしょうか？またその場合、分配金の計算方法を教えてください。

- A 分配金の計算は各人の加入期間・報酬額等で計算した基金独自の上乗せ部分の年金の持ち分を計算し、その割合で残余財産を按分した金額になります。なお、受給者の方については平均余命やこれまで給付を受けられた金額等を勘案した金額になります。また、現在加入員の方が、仮に後継制度移行期に受給者になられていても、不利益が生ずることはありません。

#### 【後継制度関係】

- Q17 後継制度を作る場合について、「代行返上」の場合と「解散」の場合、後継制度の内容に違いはあるのでしょうか？

- A 後継制度の内容自体は変わりません。

- Q18 後継制度はどのくらいの加入者が必要と考えているのでしょうか？

- A 現在の2分の1程度以上の加入者が移行していただくことで制度を維持することは可能と考えますが、制度を維持・運営していくために、できるだけ多くのご加入をいただけるような制度にしたいと考えています。

- Q19 代行部分を国に返還した残りの資産で後継制度を安定的に運営できるのでしょうか？

- A 分配金の持ち込みと今後の掛金を資産に、わかりやすく、安定的な運用をめざし、多様なニーズに応じられるような制度設計を検討してまいります。

- Q20 後継制度について、具体的な数字を示した後継制度の概要や給付のイメージを知らされなければ加入員に説明しにくいのですが？

- A 皆様のご意見を参考に、今後制度検討会等で検討し、モデルケースの提示も含めお示しさせていただきたいと考えております。その際には具体的な「数字」も上げながら次回の事業主説明会でお示ししたいと考えています。

- Q21 後継制度を希望しない場合の事業所の選択肢についてメリット・デメリットを含め、説明してほしい。

- A 説明会資料に選択肢はお示ししていますが、さらに制度検討会での検討を加え、事

業所・加入員にとってのメリット、デメリットも併せ、次回の事業主説明会ではそれぞれについて具体的にお示しさせていただきます。

Q22 解散・分配金持込方式で後継制度を立ち上げた場合の掛金負担はどれくらいになるのでしょうか？

A 後継制度の内容は今後検討のうえお示ししますが、少なくとも現状の基金独自の上乗せ給付のための掛金（基本標準掛金＋特別掛金）より、少額になるように検討しております。

また、事業所の希望により、給付増額にも対応できるよう制度設計をしていきたいと考えています。

Q23 事業所独自の企業年金制度を設けている場合は後継制度への移行はできないのでしょうか？

A 企業年金をお持ちの事業所も加入いただける制度を考えておりますが、いろいろ条件も異なるため、後継制度のご提示に当たってはもう少し詳しく説明させていただきます。個社で企業年金をお持ちの場合は、その制度へ移行させることも可能となりますが、各々制度が異なりますので別途ご相談ください。

Q24 今後採用する社員は後継制度への加入を選択できないのでしょうか？

A 事業所ごとの加入になるため、事業所が加入の場合は加入員となります。

Q25 後継制度に移行を希望する場合も、事業主、加入員の3分の2以上の同意が必要でしょうか？

A 解散の同意と異なり、後継制度に移行を希望する事業所の事業主及びその事業所に勤務する加入員の2分の1以上の同意が必要です。

Q26 後継制度に移行せず、解散・分配を希望する場合はどうなりますか。

A 後継制度への移行に当たっては、「解散（分配金持込み方式）」で実施した場合は、希望する、しないの選択をいただけますので、後継制度を望まない事業所にとっては、基金清算の時期に残余財産を加入員、受給権者の方に分配を行うこととなります。

なお、個社の企業年金に移行させることも可能となりますが、各々制度が異なりま  
すので別途ご相談ください。

【スケジュール関係・その他】

Q27 「代行返上」と「解散」では決定時期に違いはあるのでしょうか？

A 「代行返上」であっても「解散」であっても、全ての加入員・受給権者について、  
国の記録と厚生年金基金の持つ記録を一致させる記録整備が終了して初めて認可さ  
れるため、時期的には変わりはありません。

Q28 後継制度の検討に時間を費やして、その間に財政悪化を招くより早く解散すべきで  
はないでしょうか？

A 今回の改正法の成立において参議院の付帯決議が付され、「加入員・受給者等に移行  
先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、そのうえで最善の意思決定を行うこと」  
とされています。このことを踏まえ、制度検討会において論議してきたところです。  
全ての加入員・受給権者について、国の記録と厚生年金基金の持つ記録を一致させ  
る記録整備には1年半から2年を要するため、この間に後継制度の検討を行い、基  
金解散と同時に新制度への移行を考えており、最短のスケジュールを考えています。

Q29 現状に陥った基金幹部の責任はどのように取られていますか？

A 厚生年金基金は国の法律に基づき設置されたものであり、予算・決算は国の承認を  
得て、基金として成り立つことが検証されているところです。今回の措置は、厚生  
年金基金存続に高いハードルを設けられたためであり、基金幹部の責任を問われる  
内容ではないと考えます。

Q30 企業年金連合会への移換は検討されているのですか？

(企業年金連合会：厚生年金基金を短期間(通常10年未満)で脱退した人に対す  
る年金給付等の事業を行う機関)

A 企業年金連合会への移換につきましては、今回の法改正により、平成26年4月以降  
は移換ができなくなっています。また、厚生年金保険法による企業年金連合会も10  
年後までに解散することが決められています。

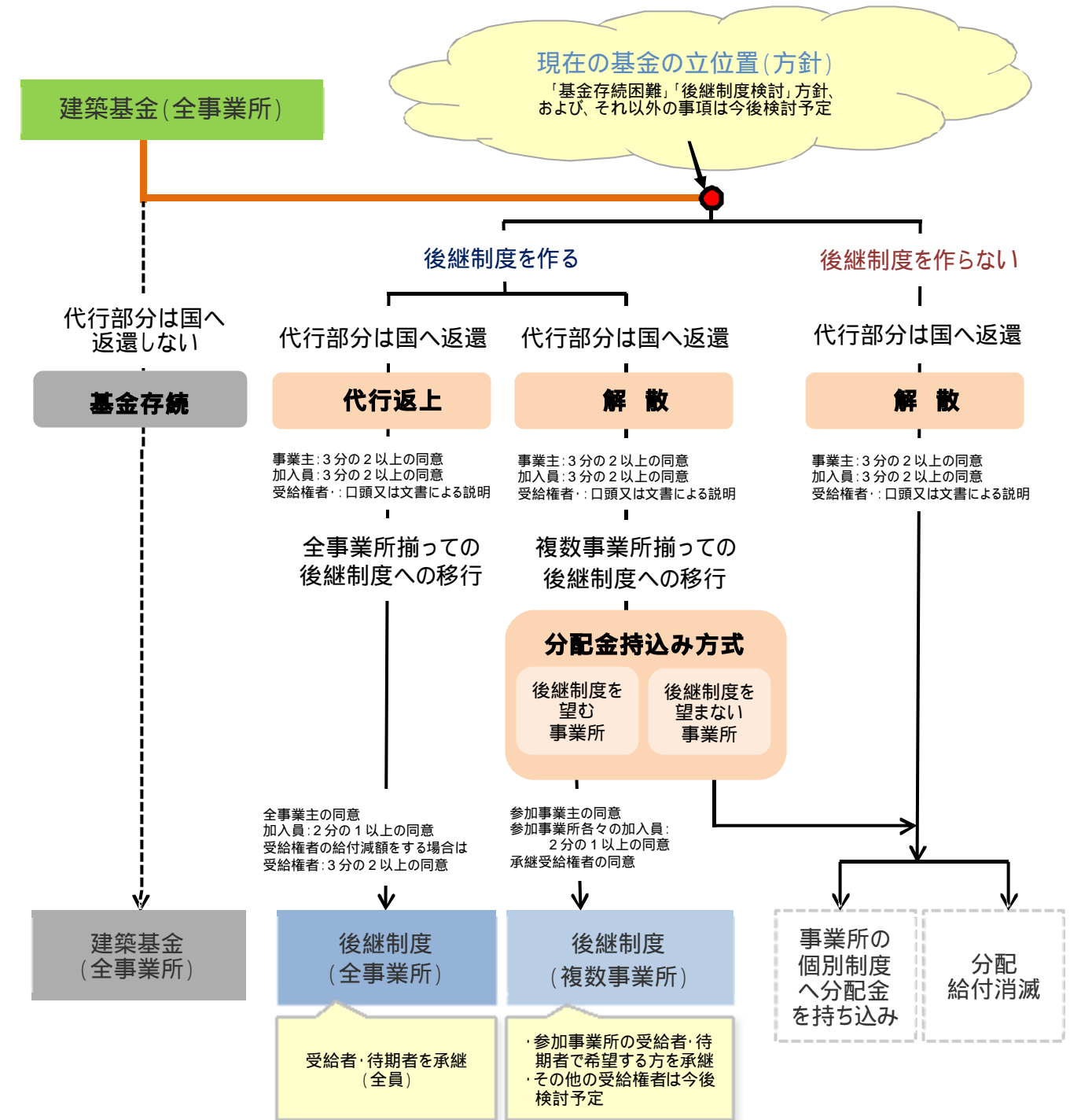
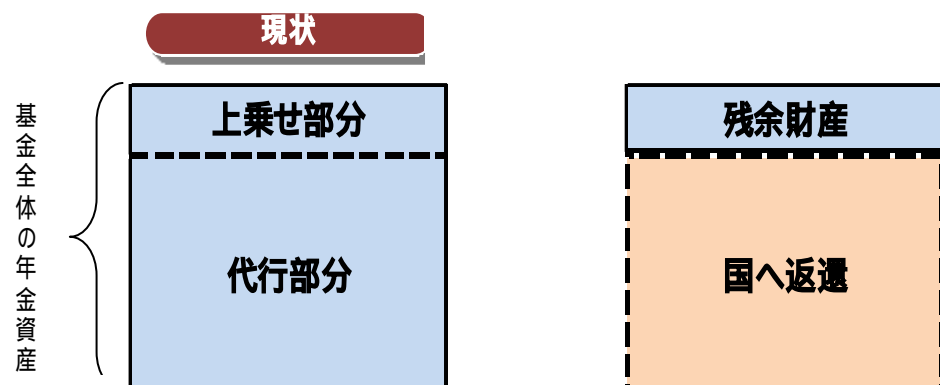


5 厚生年金基金の今後の選択肢・当基金の今後の方針

法改正による各厚生年金基金の採りうる選択肢は以下の通りとなります。

- ・当基金は現状、**代行割れ基金ではありません。**
- ・厚生年金基金存続の場合は、存続基準を満たすために、事業主の皆様にご負担をいただかなければなりません。このことから、厚生年金基金の存続は大変厳しい状況にあるとの認識に至りました。
- ・そこで、代行部分を国へ返還し、基金の独自部分(上乘せ部分)について、後継制度に移行することを今後検討していくことといたしております。
- ・「代行返上して全事業所が後継制度へ移行」の場合は、事業主・加入員:各々3分の2以上の同意が必要となります。  
 なお、受給権者(受給者・待期者)の同意は不要ですが、口頭又は文書による説明が必要となります。  
 また、受給権者の給付減額をする場合は、受給権者の3分の2以上の同意が必要となります。
- ・「解散して後継制度設立」の場合は、事業主・加入員:各々3分の2以上の同意が必要となります。  
 なお、受給権者(受給者・待期者)の同意は不要ですが、口頭又は文書による説明が必要となります。
- ・「厚生年金基金を解散し、後継制度を設けない」場合も後継制度に移行する場合と同様、事業主・加入員:各々3分の2以上の同意が必要となります。  
 なお、受給権者(受給者・待期者)の同意は不要ですが、口頭又は文書による説明が必要となります。

代行部分を国へ返還後のイメージ



「代行返上」と「解散」の違いについて

厚生年金基金の「代行返上」・「解散」では、いずれの場合も「代行部分を国へ返還」することになります。

「代行返上」とは、「代行部分を国へ返還すること」と「現在の基金の事業所、加入員、受給権者を全て引き継いで、基金独自の上乗せ給付を後継制度に移行すること」の2つのことを実施することです。(単に「代行部分を国へ返還すること」とは異なります。)

「解散」とは、代行部分を国へ返還し、返還後の残余財産を加入員・受給権者等に分配して清算することです。

なお、今回の法改正により、「解散」選択後に複数事業主で設立した後継制度に引き継ぐこと、または事業所の個別制度へ分配金を持ち込むことも可能になりました。